



毎日の生活の中で「これは『人権侵害』ではないだろうか?」と感じたり、偏見や差別、いじめなどに思い悩んだりすることがあつたら人権擁護委員による人権相談をご利用ください。人権擁護委員は、みなさんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して、人権侵害から被害者を救済する活動などを行っています。相談は無料。秘密は厳守します。

## 人権相談をご利用ください

問 人権・同和対策課 ☎0952-75-4824



■どんな相談につてくれるの?  
セクハラやパワハラ、家庭内暴力、いじめ、ネットでの誹謗中傷など

■相談日 毎月1回  
(市報と市ホームページに掲載)

■時間 10時から15時まで

■場所 多久市中央公民館

### 人権擁護委員

- 碓氷 栄子 (東多久町)
- 江口 千春 (南多久町)
- 徳富 豊 (多久町)
- 諸江 啓二 (西多久町)
- 小野 茂 (北多久町)
- 中山 章 (北多久町)

相談日以外でも人権・同和対策課では、人権に関する相談を受け付けています (平日8時30分から17時15分まで)。

お知らせ

## 4月から福祉タクシー利用券の申請を受け付けます



申・問 高齢・障害者支援課 障害者支援係 ☎0952-75-4823

重度の心身障害を持つ人に、タクシー利用助成のための福祉タクシー利用券 (1枚500円・1年分で25枚)を交付します。申請月が遅くなると、交付できる枚数が減りますので、希望する人はお早めに申請してください。

- 対象者 自動車税などの減免を受けていない人で、①~③のいずれかに該当する人
  - ①身体障害者手帳の1、2級の所持者
  - ②療育手帳Aの所持者
  - ③精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

■申請に必要なもの 障害者手帳



広告

「写真が苦手」という方にこそ、体験してほしい!  
心から元気になれる【最高の笑顔の撮影会】

4月28日(火)[シニアの日]に遺影写真の撮影会を開催します。古民家カフェ【和楽庵】にて

詳細は、お気軽にお問い合わせください(東島)

☎090-4589-2510

シニア専門 イエイ!写心家 確り八兵衛